

佐野市国土強靱化地域計画【改定版】（案）に対する意見募集の結果について

1 パブリック・コメントの概況

(1) 意見募集期間

令和6年2月14日（水）～令和6年3月15日（金） 31日間

(2) 意見提出者等

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体	計
0	0	0	0	0	1	0	1

(3) 提出方法の内訳

郵送	ファックス	Eメール	その他	計
0	0	0	1	1

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>【道路について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両脇の枝、街路樹、草等、意図的計画的定期的な伐採 市道、県道 66、 国道 293 越床トンネル付近、 須花トンネル付近 ・唐沢山は観光で PR しているが、犬伏、田沼からの道路の枝の伐採が必要 ・電線、電話線に架かった枝も行政から連絡をお願いしたい。 	<p>市道部の街路樹については、年 2 回の剪定等の維持管理業務を行っております。</p> <p>また、市道に伸びる枝、草等をパトロールで発見した際や地元から通報があった際は、関係機関と情報共有し適切に対応してまいります。</p> <p>同様に県道部、国道部も通報があった際は、栃木県及び国と情報共有を図り、適切に対応してまいります。</p>
2	<p>【河川について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋山川、旗川、彦間川等の河原に生えた樹木はエリアを決め、意図的計画的に伐採する。台風時に枝が流れ、橋桁にかかり大災害が発生する。 ・河床が上昇している箇所は、浚渫が必要。以上、地元町会等と情報を共有した中で実施いただきたい。 	<p>秋山川等の一級河川を管理しております栃木県及び国と、情報共有を図りながら、市で管理しております普通河川、準用河川を含め適切に管理してまいります。</p> <p>また、パトロールで異常があった際や地元から土砂の堆積等の通報があった際は適切に対応してまいります。</p>

3	<p>【山林について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法の改定 <p>1 ha 未満、伐採届のみで、自由に伐採し開発できることは大変危険</p> <p>①伐採の方法(皆伐ではなく保水も鑑みた方法)、</p> <p>②置き方(間伐材が流れ落ち災害が発生しない置き方)</p> <p>③運搬道路の設置方法(大雨時の、災害発生の起因)～梅園・飛駒等</p>	<p>森林の有する公益的機能の持続的な発揮を確保するため、令和4年9月森林法関係法令が改正され、太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為について、面積基準の厳格化とともに、伐採及び集材に係るチェックリストなどの伐採届の添付書類が新たに必要となりました。本市としても、法の趣旨を尊重し、伐採に係る制度の厳正な運用を行うとともに、健全な森林の継続に配慮した集材や搬出を指導していきたいと考えております。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネル条例の改定 <p>500 m²～5ha 未満は、輕易な申請で急斜面の山林を開発し設置可能だが、地滑りや土砂崩壊等、全国で沢山災害が発生している。許可基準(環境影響評価等)の厳格化、制限が必要と考える</p>	<p>事業区域が 500 m²以上 50,000 m² (5ha) 未満の太陽光事業については、届出制となっておりますが、区域面積にかかわらず、県の指定する「土砂災害警戒区域」や「河川区域、河川保全区域」等の危険が想定される区域での事業については許可制とし、有識者を委員とした、佐野市再生可能エネルギー発電設備設置審議会に諮り、承認を得てから許可を出す等の対応をしております。</p> <p>また、環境影響評価法により、令和2年度から、出力が 40,000kW 以上の太陽光発電所は環境影響評価を行うことが必須、30,000kW 以上のものについては個別に行うかどうかの判断を行うこととされております。(法アセス)</p> <p>「佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」等に環境影響評価の実施を求める条項を盛り込むことや、新条例を制定し環境影響評価の実施を求めること(条例アセス)については、国や県、他の地方自治体の動向を注視しながら、環境影響評価を求めることの妥当性を含め、判断をしております。</p>

5	<p>・残土条例の改定</p> <p>山林に無許可で残土やコンクリートガラを堆積し災害に不安を抱え生活している現状がある。梅園、閑馬、飛駒地区。</p> <p>また、市には採石場が多く、跡地は、土砂処分場やコンクリート骨材置場になる可能性が大きい。東京で高層ビル等の工事が活発化すると、交通の利便性から、大量の産廃が運搬堆積される恐れがある。環境への影響が不安。秋山川、旗川、彦間川上流が汚染されれば、未来の市民の飲料水は危険になる。水と緑のまちではなくなる。</p>	<p>現在土砂については、「佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により、佐野市で運び込む土砂の成分、たい積する際の構造等を制限し、違法なものがあれば指導をしているところです。</p> <p>しかしながら、近年の頻発する土砂災害に対応するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行されたため、地域指定等の猶予期間を経て、令和7年4月より、より強固な罰則等を定めた当該新法により、栃木県が土砂の構造に対応することとなりました。現在佐野市と栃木県で令和7年以降の対応方法、体制等について調整中であります。</p> <p>また、コンクリートのガラ等、産業廃棄物とみられるものについては、栃木県が規制、指導を行っております。こちらについても、県に情報提供を行う等、引き続き対応してまいります。</p>
6	<p>・市の国土強靱化の中で田中正造の理念の継承について触れた方が良い。</p>	<p>環境問題の先駆者である田中正造翁の理念につきましても、環境基本計画をはじめ、「ゼロカーボンシティさの」の表明文において触れているところです。</p> <p>田中正造翁の思想にある治山・治水といった取組は国土強靱化につながるものではありませんが、本計画は環境問題に主眼を置いたものではないため、計画においては田中正造の理念に触れることまではしないものです。</p>